



後期高齢者医療

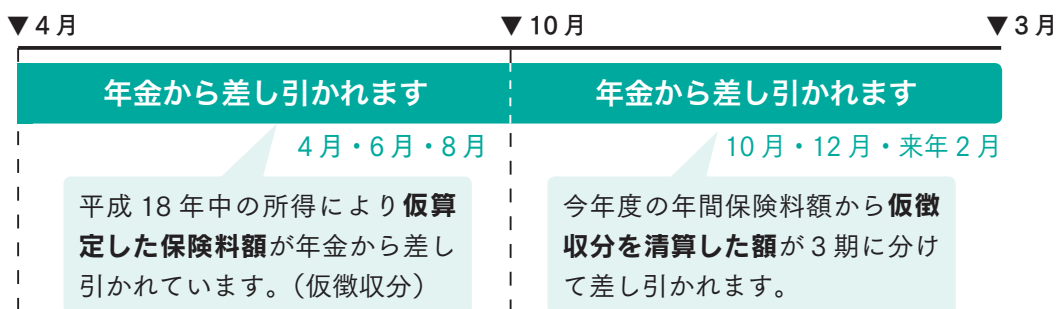
保険料の通知書を送付します

平成 19 年中の所得に基づく今年度の後期高齢者医療保険料額が決定しましたので、保険料額決定通知書を送付します。今回送付する通知書の内容は次のとおりです。



4月以降、年金から保険料が差し引かれている場合

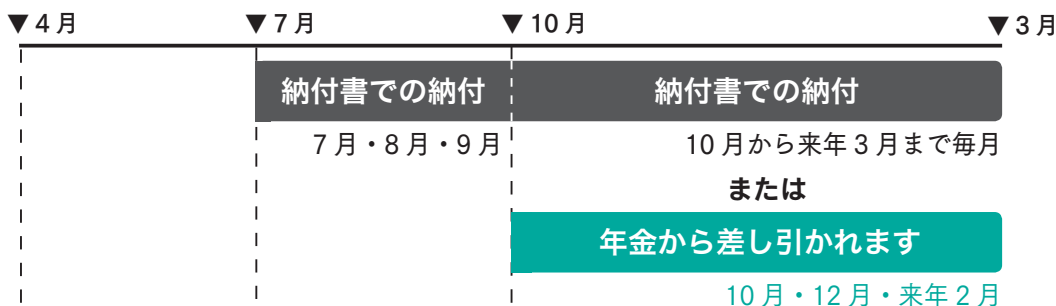
- 7月下旬ごろ、通知書を送付します。



年金から保険料が差し引かれていない場合

■ 7月から納付が始まる人

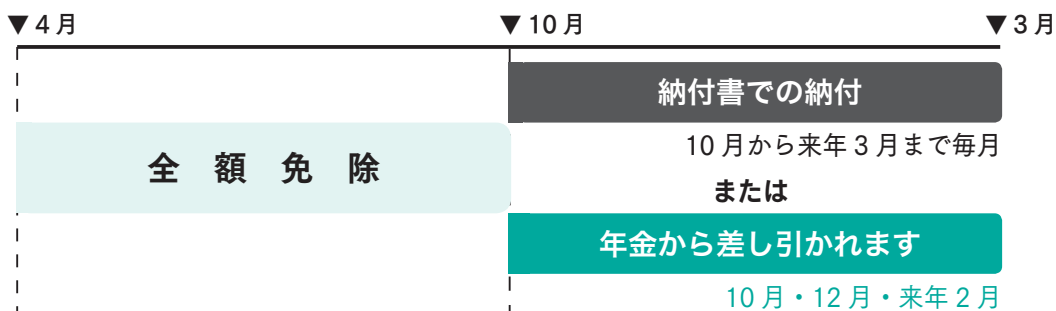
- 7月中旬ごろ、通知書を送付します。



■ 10月から納付が始まる人

社会保険の被扶養者であった人

- 今回は通知書を送付しません。(10月に送付します。)



6月中旬に、国により保険料の軽減見直しが行われましたが、今回お知らせする保険料額には反映されていません。軽減見直しの該当者には、保険料を再計算し、後日、変更通知書を郵送します。

● 問い合わせ先 国保年金課年金高齢医療係 (☎ 82-1209)